



I 多面的機能支払交付金（第3期）制度改正について

多面的機能支払交付金は令和7年度から第3期目を迎えますが、様式等を含む要綱要領と制度の一部改正が行われ、令和7年度に新規、再認定及び計画変更の申請を行う活動組織は、制度改正を踏まえた申請手続きが必要になりますので留意願います（新たな事業計画は6月30日までに市町村に提出。）。今号では主に改正のポイントをお知らせします。

1 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシートの要件化

農林水産省の補助金等の交付金を受け取る場合に、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」に基づき、令和7年度から、全ての活動組織が「チェックシート」に取組む内容を記入して市町村に提出する必要があります（「チェックシート」の内容は4ページを参照ください）。

また、「チェックシート」の提出にあたっては、総会等において「チェックシート」及び「チェックシート解説書」を構成員に周知し、合意形成を図る必要があります。

なお、提出期限は下記のとおりです。

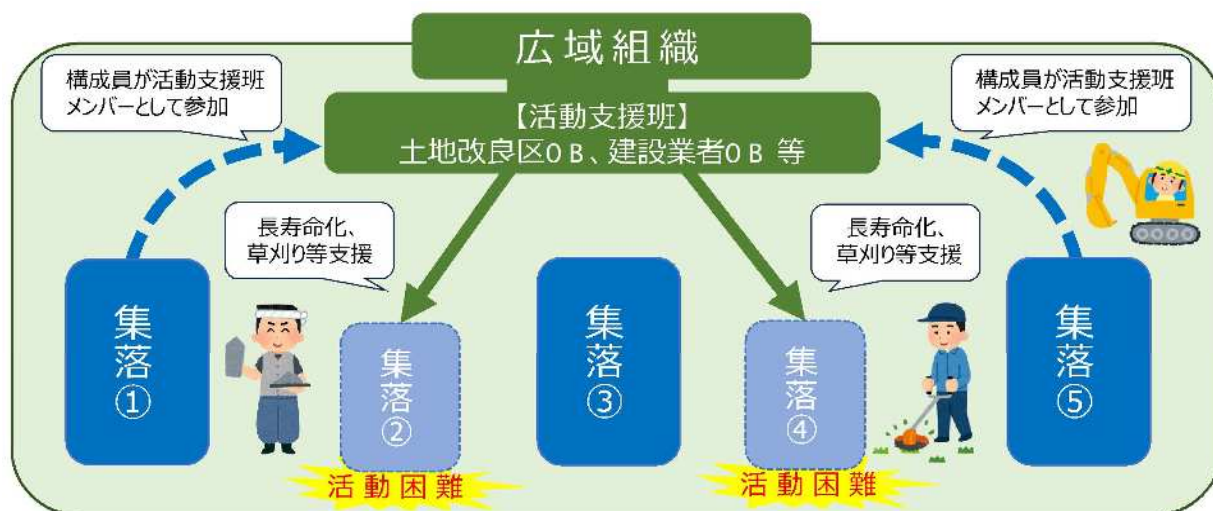
- ・令和7年度に新規、再認定及び計画変更の申請を行う活動組織：6月30日まで
- ・上記以外の活動組織：各市町村から別途指示

2 組織の体制強化への支援（活動支援班加算）

広域活動組織の設立と活動支援班*の設置を併せて実施した広域活動組織に対し、40万円/組織が加算されます。

※広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された班。

【活動支援班による支援体制のイメージ】



3 環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）

環境負荷低減の取組を促進するため、これまで環境保全型農業直接支払交付金で支援してきた長期中干し等の水管理を伴う取組等は、令和7年度から資源向上支払の加算措置（みどり加算）での支援となります。



※加算を受ける場合は、下表①と併せて活動期間中に下表②の取組面積を拡大することが要件。

				(円／10a)	
項目				交付単価	
環境負荷低減 の取組への支 援	化学肥料と化学合成農 薬を原則5割以上低減す る取組		長期中干し	800	
			冬期湛水	4,000	
			夏期湛水	8,000	
			中干し延期	3,000	
			江の設置等	作溝実施	4,000
				作溝未実施	3,000

4 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援項目の追加

加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目が追加されました。

【増進加算の対象活動】

a：遊休農地の有効活用	b：鳥獣害防止対策及び環境改善活動の強化
c：地域住民による直営施工	d：防災・減災力の強化
e：農村環境保全活動の幅広い展開	f：やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	<u>h：広域活動組織における活動支援班による活動の実施</u>
<u>i：水管理を通じた環境負荷低減活動の強化</u>	
※化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組の要件はありません。	
j：a～iのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
k：広報活動・農的関係人口の拡大	

5 直営施工の有無に関わる交付単価の改正

令和7年度から、活動組織の規模に関わらず直営施工をしない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※ 新たな活動期間から適用（現行の活動期間中は現行の単価）

II 事務負担軽減に関する様式等の見直しについて

多面的機能支払交付金の事務負担軽減に関する取組として、令和7年度に見直しを行うこととなりました。なお、様式の変更等については、活動組織や市町村の負担にならないよう、従来の様式を継続して使用できる経過措置も講じています。

この様式等は農林水産省のホームページに掲載されており、現在、これを基に岩手県版のシステムを作製しています（5月下旬に配布予定）。

以下が見直し内容となります。

1 様式の見直しに関する内容

様式の簡素化を行い、活動内容の記入が容易となるよう改善。

- (1) 様式第 1-3 号「活動計画書」について、活動予定の記入欄を簡素化（実施の有無のみ記載する内容に変更）。
- (2) 活動計画書別添 2 及び規約別紙「構成員一覧」について、住所記入欄を削除。
- (3) 様式第 1-6 号「活動記録」について、開始時刻及び活動区分の記入欄を削除。
- (4) 様式第 1-7 号「金銭出納簿」について、区分のうち「購入・リース費」の項目を「その他支出」に統合。
- (5) 様式第 1-8 号「実施状況報告書」について、事業の成果の記入内容を簡素化（活動を実施した場合の具体的な活動内容等の記入を不要とするよう変更）。

2 入力作業の省力化に関する内容

様式の作成に際し、作成の省力化や入力ミス防止の観点から、自動で入力等ができる機能を追加。

- (1) 様式第 1-3 号「活動計画書」について、交付単価の減額の自動計算、記入状況に応じた注意書きの表示、加算措置の対象用地面積の自動転記がされるよう設定。
 - (2) 様式第 1-6 号「活動記録」について、
 - ・活動の日付順に記録を自動で並び替える機能を追加。
 - ・活動計画書で定めた活動項目番号のみ選択できるよう設定。
 - (3) 様式第 1-7 号「金銭出納簿」について、活動記録との整合を図りやすくするため、活動記録で記入した活動日のみ選択できるよう設定。
 - (4) 制度改正に伴い追加となった様式や記入欄についても、入力内容を選択式に設定。
 - (5) 数式等を設定している様式については、誤記入を防ぐため、入力箇所以外の記入ができないよう設定。
- (注) 令和6年度までに事業計画の認定を受けた対象組織においては、改正前の様式が引き続き使用できます（ただし、「みどり加算」に新たに取組む活動組織については、旧様式は使用できません。）。

III 農林水産省のホームページについて

今号でお知らせしている内容については、農林水産省のホームページにも掲載されております。その他にも交付金に係る情報が掲載されておりますので、ぜひ御覧ください。

🔍 下記の URL または、「農林水産省 多面的機能支払」で検索 🔍

URL : https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

多面的機能支助

(1) 適正な施肥	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
① ける場合 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合	☐	☐	☐
② ける場合 肥料の適正な保管	☐	☐	☐
③ ける場合 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合	☐	☐	☐
④ ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐	☐	☐
(2) 適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
① 多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除	☐	☐	☐
② 除草を行う場合やみどり加算の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管	☐	☐	☐
③ 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合	☐	☐	☐
④ ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存	☐	☐	☐
(3) エネルギーの節減	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
① 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐	☐	☐
② 活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	☐	☐	☐
(4) 悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
① 全ての活動組織及び広域活動組織(特定事業実施者を除く)	☐	☐	☐
② 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理すること で悪臭・害虫の発生防止・削減に努める	☐	☐	☐

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
① 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐	☐	☐
(6) 生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
① 多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 除草や害虫の発生状況を把握し、除草や害虫駆除等の必要及び実施時期の判断に努める	☐	☐	☐
② 生息域への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	☐	☐	☐
(7) 環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
① 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	☐	☐	☐
② 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守	☐	☐	☐
③ 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	☐	☐	☐
④ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい削減に基づく作業安全に努める	☐	☐	☐

注1 申請時は該当する全ての項目の「します」の口をチェックし、報告時(活動期間の最終年度)は実施した内容に基づき、該当する全ての項目の「しました」の口をチェックしてください。
注2 記載内容に該当しない場合は「該当しない(口)」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
※1 多面的機能支払交付金実施要綱第2の第6の2の(1)のウのd及び第4の1の(3)の活動をいう。
※2 使用上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

◆チェックシートの詳細については、左のQRコードまたは下のURLから、解説書をご覧ください。

◆URL : https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_siharai-154.pdf





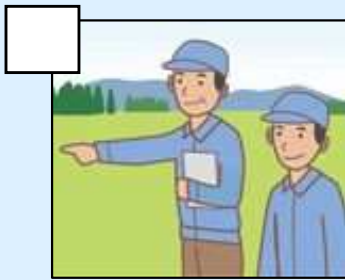
高めよう 地域協働の力！

多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

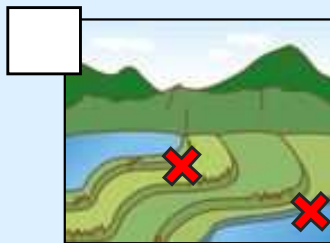
共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう

安全確認チェックリスト

事前チェック



活動場所の下見をして
作業環境を確認しましたか。



危険な箇所については、
テープ等で印を付けたり、
作業マップにマーキング
しましたか。



参加者の年齢、作業の熟練
度等を考慮して作業計画(分
担、配置等)を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作
方法を習得しましたか。



参加者は全員保険に入り
ましたか。

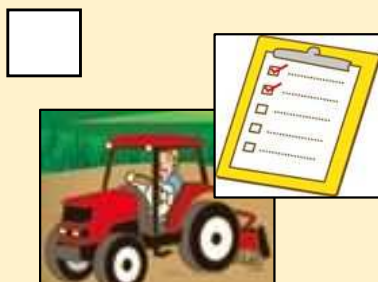


緊急連絡表は作成しまし
たか。

当日チェック



参加者に危険な箇所の説明
をしましたか。



機具等を用いる場合、点検
は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯
はしましたか。

草刈作業中の留意点

1. 防護の徹底

- ・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）などを着用しましょう。

2. 障害物の除去等

- ・事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
- ・除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌等で草刈りしましょう。
- ・蜂刺されを防ぐために、適切な服装や殺虫スプレーを携行し、蜂に刺された場合の対処方法を事前に確認しましょう。
- ・刈刃に石や木片があたって飛び散り窓ガラスが割れる恐れがあるので、自動車は作業場所から離れた場所に停車させましょう。

3. 草刈機の点検・整備

- ・刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
- ・刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。

4. 草刈機の安全な使用

- ・安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
- ・火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3 m以上離れましょう。
- ・刈刃に詰まった草や異物を取り除く等作業を中断する際や移動する際にはエンジンを切り、刃の回転が止まったことを確認してからにしましょう。
- ・障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね（キックバック）には十分注意しましょう。
- ・安全な使用方法の修得には、「機械の安全使用に関する研修」の取組も活用してください。
- ・作業場所は事前に確認し、不安定な場所や転倒の恐れのある急斜面などでは無理な作業をしないようにしましょう。

5. 作業間隔の確保

- ・複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

6. 休憩の確保

- ・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。
- ・熱中症対策のため、水分補給をこまめに行いましょう。
また、必要に応じて検温を行いましょう。

7. 草刈業者への合図

- ・草刈機は騒音が大きいため、作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。



<作業中の服装チェック>

☐

ヘルメットは被りましたか？

☐

長袖、長ズボンは着用しましたか？

☐

手袋、長靴等は着用しましたか？

☐

防護メガネは着用しましたか？

活動前日までに、現地の下見、打合せ、 緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行いましょう。**危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、**蜂の巣**などの危険な動植物等）のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 作業前には事前に体調チェックを行いましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
 - ・ 最寄りの医療機関（複数）
 - ・ ご家族の連絡先
 - ・ 保険会社
 - ・ 市町村



活動を行う前に、必ず保険に入りましょう

- 共同活動を行う際には、必ず**保険**に入りましょう。
近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料は、多面的機能支払交付金による支援の対象になります。

活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起**を行いましょう。
- **声かけ**をしましょう。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようにしましょう。
- **熱中症**には十分注意しましょう。
 - ・ 日陰を確保し、こまめに水分補給や休憩をとりましょう。
 - ・ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどを使って体を冷やしましょう。
 - ・ テントや扇風機などの暑さ対策グッズも活用しましょう。
 - ・ 手足のしびれやめまい、吐き気など、万が一熱中症が疑われる症状がみられた場合はすぐに作業を中断し、涼しい場所へ避難しましょう。
 - ・ 意識がない場合や症状が良ならない場合は、すぐに病院で手当てを受けましょう。



- 万が一事故が起きた場合は**市町村に速やかに報告**しましょう。

■ 事故の傾向（令和5年度の発生状況）

交付金における共同活動においては、令和5年度（令和5年4月から令和6年3月末まで）に184件の事故が報告されています。

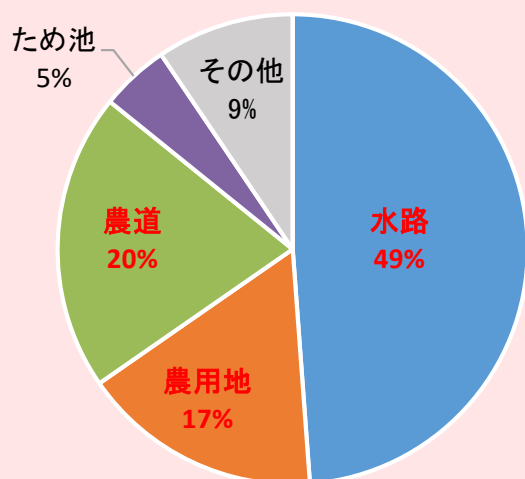
事故の発生場所としては、水路（49%）が最も多く、農道（20%）、農用地（17%）の順に多くなっており、この3つで80%を超えています。

事故が発生した活動としては、草刈（69%）が極めて多く、約70%を占めております。

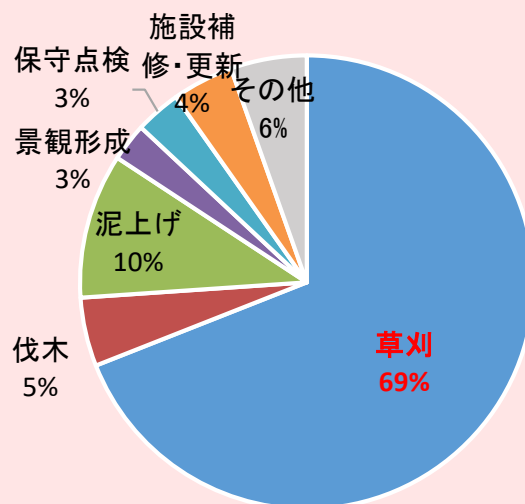
事故の原因としては、転倒・転落（28%）が最も多く、草刈機等との接触（21%）が次いで多くなっており、この2つで約50%を占めています。

事故による怪我等の状況としては、創傷（23%）及び骨折（21%）で約40%を占めています。

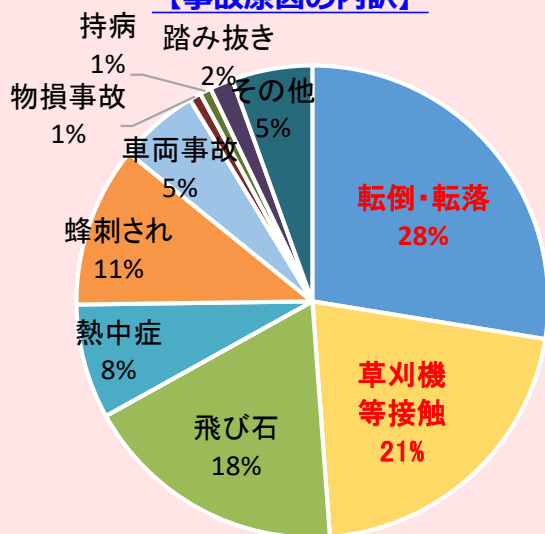
【事故の発生場所の内訳】



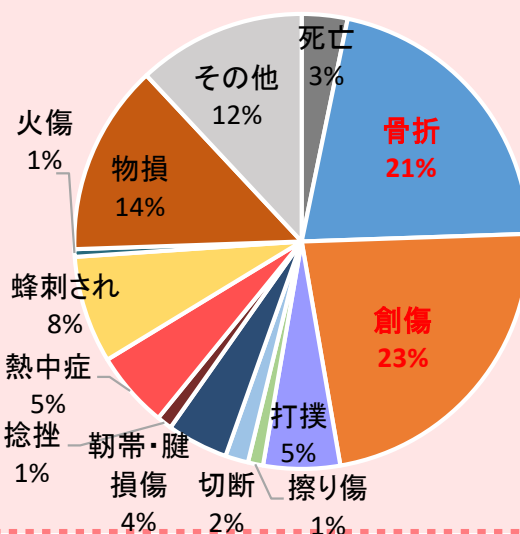
【事故発生時の活動の内訳】



【事故原因の内訳】



【事故による怪我等の状況の内訳】



活動中の事故の多くは、
主に**水路での草刈り作業で転倒・転落、**
草刈機等との接触により発生しています

■ 事故の例



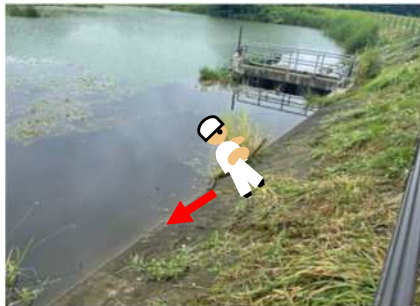
(水路の草刈り)

- ・ **活動項目**：水路の草刈り
- ・ **作業内容**：水路周りの草刈り作業
- ・ **事故概要**：10人で水路の草刈作業中、傾斜のある法面の草刈り作業者が足を滑らせ、約2mの高さから側溝に誤って転落した。
- ・ **被災状況**：骨折（左足）
- ・ **発生原因**：作業場所の安全確認不足や周囲の声かけ不足。



(草刈機などの点検)

- ・ **活動項目**：農道・水路の草刈り
- ・ **作業内容**：農道・水路の草刈り作業
- ・ **事故概要**：自走式ロータリーモアを準備中、ブレードが回転しないため、エンジンをかけたまま、点検しようとしたところ、急にブレードが回転した。
- ・ **被災状況**：指の屈筋腱損傷
- ・ **発生原因**：エンジンを切らないまま、点検を行った。



(ため池堤体の急傾斜)

- ・ **活動項目**：ため池の草刈り
- ・ **作業内容**：ため池の草刈り作業
- ・ **事故概要**：複数名でため池の草刈作業中、1人が誤ってため池に転落。その後、救助を試みたもう1人も誤ってため池に転落。
- ・ **被災状況**：両名とも死亡
- ・ **発生原因**：安全な作業方法の周知、危険箇所の確認及び周囲の声かけが不足していた可能性。



(堤体の草刈り)

- ・ **活動項目**：ため池の草刈り
- ・ **作業内容**：堤体の草刈り作業
- ・ **事故概要**：トラクターで堤体天端の草刈作業中、操作を誤ってトラクターごと堤体下に転落。転落する中で車内から投げ出された。
- ・ **被災状況**：死亡
- ・ **発生原因**：作業場所の安全確認、シートベルトの着用など適切な安全対策を怠った可能性。

農作業等の安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧になれます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

◎お問い合わせは、各都道府県推進組織又は地方農政局農村振興部農地整備課へお願いいたします。

農作業中の熱中症を 予防しましょう!!

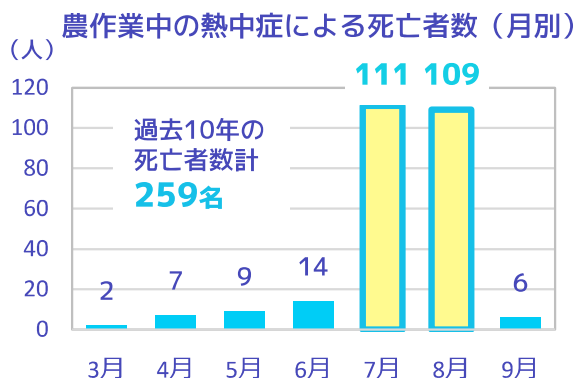
農業者の
みなさまへ

夏に向けて、農作業中に熱中症になる人が増えてきます。

熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です!!

* 農作業中の熱中症 *

- 毎年、約**30名**の方が農作業中の熱中症により**死亡**
- 死亡事故の約**85%**が**7～8月**に発生している一方で3～6月にも発生



* 予防のポイント *

暑さを避ける

高温時の作業は極力避け、日陰や風通しのよい場所で作業



こまめな休憩と水分補給

喉の渇きを感じる前に、こまめに水分・塩分を補給



単独作業は避ける

複数名で作業を行う、時間を決めて連絡をとり合う



熱中症対策アイテムの活用

帽子や吸湿速乾性の衣服の着用、空調服や送風機の活用



そのほか、日々の体調管理など熱中症に負けない体づくりをしておきましょう!

農林水産省



もっと
知りたい!!

熱中症対策

* 熱中症対策アイテム *

身体を冷やす

暑い時間帯の作業等が避けられないときに活躍



ファン付きウェア、
ネッククーラー

1人作業の備え

やむを得ず1人作業をする際
のリスクを回避したいときに
活躍



ウェアラブル端末、
応急セット

環境改善

作業場を涼しくしたり、休憩
の質を高めたいときに活躍



ミストファン

* 熱中症警戒アラートと MAFFアプリの連携 *

熱中症警戒アラートとは？

熱中症の危険性が極めて高くなると予測
された際に発表される注意喚起情報

STEP 1

MAFFアプリの入手



Android



iOS

STEP 2

地域の設定



マイページ
> プロフィール設定

STEP 3

PUSH通知ON



スマートフォン側の
通知設定も確認

STEP 4

通知が届く



登録した都道府県に
アラートが発生され
ると通知が届く

* 熱中症が疑われる場合には *

01 作業を中断



(代表的な症状)

- ・ 汗をかかない、体が熱い
- ・ めまい、吐き気、頭痛
- ・ 倦怠感、判断力低下

02 応急処置



- ・ 涼しい環境へ避難
- ・ 衣服をゆるめ体を冷やす
- ・ 水分・塩分を補給

03 病院へ



応急処置をしても症状が改善
しない場合は医療機関で診療
を受けましょう!!